

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年7月12日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務

(2) 業務の目的

桜井市から天理市に至る山の辺の道を軸とする周辺地域（以下「山の辺」という。）を周遊・滞在型観光地として、広く深く国内外に発信するための基礎を構築し、山の辺に対する認知を高めていくことで、観光のチカラによる山の辺の活性化を図るとともに、奈良公園周辺に集中しているインバウンド等を誘導することを目的とする。

(3) 業務の内容

山の辺がDESTINATIONとして国内外で広く深く認知されるよう、一つの周遊・滞在型観光地とするエリアを設定し、山の辺の歴史や文化、生活、自然等の魅力と価値を国内外に発信するためのブランディング等を地域とともに行う。

- ①周遊・滞在型観光地「山の辺」のエリア設定及びマップ作成
- ②「山の辺」モニターツアーの実施
- ③「山の辺」のブランディング及びブランドブック作成
- ④「山の辺」プロモーションの実施
- ⑤地域活動参加型ツアーの実施

(4) 委託料上限額

48,500千円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む）を限度とする。

(5) 業務の仕様等

5の(2)により配布する「令和6年度 山の辺の道を軸とする観光地域づくり業務」業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に示すところによる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

2 応募形態

複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員になること、または単独で応募することはできない。

複数の法人等でグループを構成する場合は次の事項に留意すること。

- (1) 代表団体を選出し、県との折衝については代表団体が行うこと。
- (2) 応募については、1応募団体につき1提案に限る。

3 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。（グループで応募する場合は構成員すべてが該当すること。ただし(3)については構成員の代表者が該当すること。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- (3) この公告に係る契約締結年度を除き、過去5年間に国又は地方公共団体と観光に係る「マップ作成業務」「ブランディング業務」「広報ツール作成業務」「情報発信業務」「観光コンテンツ造成業務」のいずれかの業務を受託し、これを誠実に履行した者であること。
- (4) 旅行業法に基づく旅行業の登録を受けており、奈良県全域で募集型企画旅行を行うことができる者であること。
- (5) 県税を滞納していない者。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除く）
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く）

4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
- (7) 委託料上限額を超える見積書が提出されたとき。
- (8) プレゼンテーションに不参加のとき。
- (9) そのほか不正な行為があったとき。

5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係
電話番号 0742-27-8553
ファクシミリ 0742-27-3510
- (2) 募集要項及び仕様書の配布
令和6年7月12日（金）から令和6年8月9日（金）正午までの間に、5の（1）の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県観光力創造課」から入手するものとする。
- (3) 参加表明書の提出
5の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和6年7月26日（金）午後5時00分までに提出すること。
- (4) 企画提案書等の提出
5の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和6年8月9日（金）正午までに提出すること。
- (5) 質問の受付
5の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者の選定

5の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

(1) 本受託者募集参加に係る経費

企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 提案書類の返却

提出された提案書等は返却しない。

(3) その他、詳細は5の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。